

○伊東市建設工事に係る低入札価格調査制度に関する要綱

平成17年3月28日

伊東市告示第71号

(目的)

第1条 この要綱は、伊東市が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき行う低入札価格調査の基準等を定めることを目的とし、その運用に当たっては、伊東市契約規則（昭和39年伊東市規則第4号。第5条第2項において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者
- (2) 次順位者 予定価格の制限の範囲内で入札した最低価格入札者以外の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者
- (3) 低入札価格調査 最低価格入札者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査すること。
- (4) 調査基準価格 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格

(対象工事)

第3条 低入札価格調査は、伊東市が発注する予定価格130万円を超える建設工事の請負契約で、当該契約を締結するに当たって次のいずれかの入札に付するものについて行うものとする。ただし、あらかじめ市長が低入札価格調査を適用しないと認めた工事は、この限りでない。

- (1) 指名競争入札
- (2) 一般競争入札（伊東市制限付き一般競争入札実施要綱（平成10年伊東市告示第15号）に定める制限付き一般競争入札を含む。）

（令4告示49・一部改正）

(調査基準価格の設定及び算定)

第4条 予定価格決定権者は、低入札価格調査を行う入札の執行前に調査基準価格を定め

なければならない。

- 2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 3 調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

- 4 特別なものについては、第2項の規定にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額とする。

- 5 予定価格決定権者は、調査基準価格を定めたときは、当該額を予定価格表に記載しなければならない。

(平31告示123・令4告示49・一部改正)

(入札参加者への周知)

- 第5条 低入札価格調査を行う入札では、当該入札参加者に対し、次に掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 調査基準価格を設けていること。

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事情聴取に協力すべきこと。

- 2 前項第1号の事項は、一般競争入札においては規則第3条に規定する公告により、指名競争入札においては指名通知書により周知し、前項第2号及び第3号の事項は、口頭により周知する。

(入札の執行)

- 第6条 低入札価格調査を行う入札において、当該開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札参加者に対して落札決定についての保留を宣言

し、落札者は後日決定する旨を告げた上、その入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第7条 前条に規定する入札が行われた場合は、速やかに低入札価格調査を実施し、当該入札の落札者を決定しなければならない。

(落札結果通知)

第8条 前条の規定により落札者が決定した場合において、最低価格入札者を落札者としたときは、最低価格入札者にその旨を通知し、その他の入札者にもその結果を通知するものとする。また、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、次順位者に対しては落札者とならない旨の通知をする。また、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨の通知をするものとする。

(落札結果理由の説明)

第9条 前条の通知を受けた者が当該落札結果について疑義がある場合は、その通知を受けた日の翌日から起算して3日を経過する日(当該日が、伊東市の休日を定める条例(平成4年伊東市条例第36号)に規定する日の場合は、その翌日)まで、落札結果の理由について書面により市長に説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、総務部庶務課とする。

3 市長は、第1項の規定により書面が提出されたときは、当該提出日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査の事務取扱いに関する事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日伊東市告示第55号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月25日伊東市告示第90号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成31年4月17日伊東市告示第123号)

この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日伊東市告示第49号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。